

会議記録（１）

会議名称	北本市農業委員会10月定例総会		
開会及び閉会日時	開会	令和2年10月26日（月）午前10時00分	
	閉会	令和2年10月26日（月）午前10時58分	
開催場所	市役所3階 会議室3-F		
議長氏名	高松 武美		
出席委員（者）氏名	農業委員		推進委員
	1 新井 孝治	9 田島 建芳	1 清水 武
	2 横田 勇	10 中村 忠文	2 内田 宜告
	3 戸張 義明	11 鈴木 安雄	3 伊藤 宏忠
	4 高松 武美	12 原島 卓男	4 新井 信洋
	5 渡邊 慶一	13 湯沢 美恵	5 清水 榮弘
	6 伊藤 秀明		
	7 山本 浩之		
	8 横山 信		
欠席委員（者）氏名			
欠員委員			
説明者の職・氏名	農地担当 主幹 橋本 保、主査 上田 浩史		
事務局職員職・氏名	事務局長 赤塚 浩二、主幹 橋本 保、主査 上田 浩史		
会議次第	別紙のとおり		
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・女性農業委員の取組事例報告書 ・2020年度全国農業図書 普及推進図書 ・人・農地プランの実質化に向けた地区検討会について 		

会議記録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	<p>皆様こんにちは。本日はお忙しい中、農業委員会定例総会にご参集いただきありがとうございます。</p> <p>ただいまの出席委員につきましては、農業委員13名、農地利用最適化推進委員5名、合計18名の出席であり、本会議は成立していますことを報告致します。</p> <p>それでは、高松会長からごあいさつをいただきましてから、議事の進行をよろしく申し上げます。</p>
会 長	(あいさつ)
議 長	<p>最初に議事録の署名人ですが、今回は10番の中村 忠文委員と11番鈴木 安雄委員、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、次第に添って進めていきます。資料3ページ、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」件号1、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(件号1を議案書に基づき場所、および農地法3条の内容も含めて説明する。)</p> <p>議案書につきましては以上で、事務局の意見です。申請内容は、相続にて渡人が当該農地を取得しましたが、市外在住であることから管理が難しくなったため、買い受けるものです。担当は、田島委員です。</p> <p>議案書につきましては以上で、事務局の意見です。農地を取得するも管理ができない場合、荒廃農地になってしまう虞がありますが、農地の保全となると考えられますので、問題はないと考えます。事務局からは以上です。</p>
議 長	ご苦労様でした。それでは担当の田島委員、お願いします。
戸 張 委 員	10月23日に現地調査に行きました。現状についてですが、雑草が生い茂っておりますが、管理はされている状況です。事務局の説明どおり、荒廃農地になってしまう可能性もあることから、問題はないと思います。
議 長	<p>質問はございますか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>無いようですので採決を取りますので、賛成の方の挙手をお願いいたします</p>

会議記録 (3)

発言者	発言内容・決定事項
	す。
	(全員挙手)
	全員賛成ということで可決させていただきます。
	続きまして議案第1号件号2、事務局からの説明を求めます。
事務局	(件号2を議案書に基づき場所も含めて説明する。)
	議案書につきましては以上で、事務局の意見です。申請内容は、土地を譲り受け、農業経営の拡大を図るためです。担当は戸張委員です。申請人は皆様ご存知の通り、北本市農業委員会 [] です。更なる農業経営の拡大となり、問題はないと思います。なお、作付け予定はブロッコリー、レタス、キャベツです。事務局からは以上です。
議長	ご苦労様でした。それでは担当の戸張委員、お願いします。
戸張委員	事務局が説明した通り、申請人は北本市農業委員会 [] ですので、特に問題ないと思います。
議長	質問はございますか。
	(質問なし)
	無いようですので採決を取りますので、賛成の方の挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
	全員賛成ということで可決させていただきます。
	続きまして件号3・4・5、議案第2号、件号1・2・3、議案第3号件号3について、営農型太陽光発電の関連する議案のため、一括審議とします。事務局からの説明を求めます。
事務局	まず営農型太陽光についてご説明します。営農型太陽光発電とは、農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組であり、作物の販売収入に加え、売電による継続的な収入や発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待できる取組手法です。
	申請は3件に分けて行っていますので、3件の議案を先にご説明します。農地法3条はパネル部の地上権設定、農地法5条では太陽光発電設備で地上部に設置する柱と電柱に係る分を一時転用するものです。利用権設定は申請

会議記録 (4)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>人が所有している農地に、認定農業者である申請人の息子さんが利用権設定するものです。なお、営農型太陽光発電の一時転用期間は通常、3年以内となりますが、認定農業者の場合は10年以内となります。</p> <p>件号3・4・5につきまして、3条、5条、利用権設定で行う案件となります。</p> <p>(件号3・4・5、議案第2号件号1・2・3、議案第3号件号3について、議案書に基づき場所も含めて説明する。)</p> <p>議案書につきましては以上で、事務局の意見です。営農型太陽光発電設備について、農作物の生育に適した日照量を保つための設計、支柱は効率的な農業機械等の利用が可能な高さ、具体的には最低地上高2m以上、周辺農地の効率的利用、農用地区域は土地改良や規模拡大等の施策等に支障がない位置等のチェックが重要となり、営農型太陽光発電の取組に当たっては、発電事業を行う間、太陽光パネルの下部の農地で適切に営農を継続する必要があります。</p> <p>なお、許可後につきましては、下部農地における営農の適切な継続が確実であり、具体的には営農が行われるか、同年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少していないか、生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていないか、また、長期安定的に発電事業を行うため、地域の方々の理解を得ながら事業を進めていくことが重要であり、長期の営農計画、営農体制の確保、電気事業法に基づく安全対策等関係する法令を遵守する必要があります。</p> <p>また、一時転用許可の条件として、年に1回の報告を義務付け、農産物生産等に支障が生じていないかをチェックします。具体的には、著しい支障がある場合には、施設を撤去して復元することなどがあります。</p> <p>以上の点から、チェック体制があることや、農地の有効利用という点から問題ないと思います。事務局からは以上です。</p>
議 長	質問はございますか。
湯 澤 委 員	申請地の隣地への影響の有無についてですが、説明会等は開催したのでしょうか。
事 務 局	周辺への説明会等を開催した旨の連絡は来ていません。影響のないところで設置するとの申請が出ています。

会議記録 (5)

発言者	発言内容・決定事項
議長	他にございますか。
横田委員	台風等の強風時の耐久性や対応について、どのようにするのか。
事務局	構造計算等が分かる書類は提出されていないが、太陽光の要件の中に容易に撤去できるものとあるので、要件に合致していると考えています。
横田委員	要件を満たし許可が下りて設置後、まれに強風が発生した場合、被害発生が予想されます。
事務局	そのような意見があったことは申請者に伝えておきます。
議長	他にございますか。
鈴木委員	以前の総会にて3条申請に対し、その許可をしたが、申請理由は経営拡大とあったが、本件では経営拡大とは思えません。ジャガイモを作付けするところがあるが、4月に植えて6月に収穫するので農業経営の拡大とは到底思えません。
事務局	営農型であるので、営農は必須条件です。また、2割収穫減になった場合、改善を求めます。改善が見られない場合は撤去となります。
議長	自分は説明する立場ではないが、申請地が高台であるため、地元への説明会等があればよいと考えますので、事務局からもそのような連絡および指導等を期待します。
事務局	営農型であり、営農を行わないと撤去等の対処となります。また、先ほど申し上げたように、1年に1回の報告義務があります。そのような意見が出たことはお伝えします。
横田委員	慎重に審議を願いたいところです。
鈴木委員	未確定情報ではあるが、本事案が成立した場合、他の人も営農型太陽光の申請を検討している情報があるので、慎重な審議を願います。

会議記録 (6)

発言者	発言内容・決定事項
議長	他にございますか。
横山委員	8割収穫できなければ指導とあるが、申請地の実績はどれぐらいでしょうか。
事務局	申請書類上、10aあたり1.7トンとあります。
横山委員	8割収穫を達成している農家は存在しますか。
事務局	収穫割合に関しては埼玉県統計であり、存在の有無は未確認です。
横山委員	先ほどからの各委員の発言内容で、農業委員として営農型太陽光に関し、どのようなスタンスで審議すればよいのか不明であるので、他の委員のお考えを教えてください。
鈴木委員	全てを反対するのではなく、内容はしっかり審議する。ただし、本事案の場合、以前の総会時において当該農地の取得に関し、審議に時間がかかった。また、その際に営農型太陽光に関する話は一切出しておらず、経営拡大であった。よって、慎重審議をしたいと考えます。
湯澤委員	営農型太陽光発電について、営農という点から農業を行うという意味であることから、農業委員がそれを阻止するものではないと考えます。ただ、例を挙げるならば農地から宅地への許可の際は、周辺地域への影響の有無を加味しながら許可をするので、営農型についても同様と考えます。本事案については、太陽光パネルの設置の立地が高地であることから、周辺民家への影響を調査すべきであると考えます。以上の事から、太陽光発電事業に反対しているわけではありません。
横田委員	パネルの高さは地上高を併せて5mはあります。風の影響を受けるのではないかと懸念されます。
湯澤委員	本事案に関し、許可を行うのであるならば、「周辺地域への説明会等の開催を行う」等、申し添えていただきたいと思います。
事務局	そのような意見があったことは申請者に伝えておきます。

会議記録 (7)

発言者	発言内容・決定事項
議長	農業委員会として、許可書と合わせて付帯決議をするのはいかがでしょうか。
事務局	あくまでも本事案の許可権者は埼玉県知事ですから、農業委員会から意見があったことを埼玉県ならびに申請者に伝えます。
議長	他にございますか。 (質問なし)
	無いようですので採決を取りますので、賛成の方の挙手をお願いいたします。
	(5人挙手)
	過半数の賛成を得られなかったため、本事案は否決とさせていただきます。
	続きまして議案第2号件号4、事務局からの説明を求めます。
事務局	(件号4を議案書に基づき場所も含めて説明する。) 申請内容は、低地で水はけが悪く耕作しづらいためです。議案書につきましては以上で、事務局の意見です。耕作環境を整えるために農地改良の必要性はあり、また、農業委員会に求められている遊休農地の発生防止にも繋がることと、農地改良の施工業者は毎年北本市内でも実績を重ねている業者であることから、特に問題ないと判断しております。
議長	ご苦労様でした。それでは担当の渡邊委員、お願いします。
渡邊委員	申請地は私が所有している農地の隣地なのですが、実際、神社側に向かって低地になっており、降雨の際は水たまりになってしまいます。よって問題ないと認識しております。
横田委員	排水はどのようになっているのでしょうか。
渡邊委員	神社側に流すような形になると思います。
事務局	周囲に側溝を設けるため、問題はありません。

会議記録 (8)

発言者	発言内容	決定事項
議長	他にございますか。 (質問なし)	
	無いようですので採決を取りますので、賛成の方の挙手をお願いいたします。	
	(全員挙手)	
	全員賛成ということで可決させていただきます。	
	続きまして議案第3号件号1について、事務局から説明を求めます。	
事務局	(件号1を議案書に基づき場所も含めて説明する。)	
	再設定の事案であり、特に問題はないと判断しております。	
議長	ご苦労様でした。それでは担当の清水榮弘推進委員、お願いします。	
清水榮弘推進委員	耕作の予定について確認したところ、トウモロコシ等との事でした。再設定での事案ですし、問題ないと思います。	
議長	質問はございますか。 (質問なし)	
	無いようですので採決を取りますので、賛成の方の挙手をお願いいたします。	
	(全員挙手)	
	全員賛成ということで可決させていただきます。	
	続きまして議案第3号件号2について、事務局から説明を求めます。なお、 推進委員は利害関係人のため、退席をお願いします。	
	(推進委員退席)	
事務局	(件号2を議案書に基づき場所も含めて説明する。)	
	議案書につきましては以上で、事務局の意見です。担い手への農地利用集積にも繋がることから、特に問題ないと判断しております。事務局からは以上です。	
議長	ご苦労様でした。それでは担当の伊藤推進委員、お願いします。	
伊藤推進委員	現地確認をしましたが、綺麗に管理されている状態です。借受人は周囲でも農地を借りて耕作されており、特に問題はないと思います。	

